

○合志市総合政策審議会条例

平成18年 6 月27日 条例第173号

改正

平成19年 3 月20日 条例第 8 号

平成22年 6 月25日 条例第 9 号

平成22年12月17日 条例第14号

(目的)

第 1 条 この条例は、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、合志市（以下「市」という。）の基本構想の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌する事務は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 集中改革プランの策定に関する事項
- (4) 計画及び大綱の進行管理並びに行政評価に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会の専門的な事務を分掌するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(専門的助言等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は利害関係を有する者から意見を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第9条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第9号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。